

# 防災・減災費用保険のあらまし

全国市長会

## 本制度のポイント

近年、大規模な自然災害が続発しており、住民の生命・身体の保護のために必要な避難指示等を早期に発令することが不可欠となっています。こうした状況を踏まえ、住民の生命・身体の安全を預かる市区長が、迅速かつ適切に避難指示等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、救助費用について保険金をお支払いする保険制度です。

\* 「避難指示等」とは避難指示・高齢者等避難をいいます。

## 参考

### 「避難情報にガイドライン 令和3年5月 内閣府（防災担当）」より抜粋

指定緊急避難場所の開放に要する時間、費用を案じて、そのことが避難情報の発令を躊躇した一因となっているとの指摘もある。

指定緊急避難場所の開放費用については、災害救助法適用があっても費用負担はできないが、その後、指定緊急避難場所から指定避難所に移行した場合については、指定避難所の費用として、災害救助法の適用後の費用負担が可能となる。また、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等も考えられる。

## 保険制度の仕組と構成

全国市長会が加入市を被保険者とする団体保険契約を損害保険会社4社（幹事保険会社損害保険ジャパン株式会社）と締結して実施するものです。

本保険制度は、市が避難指示等を発令した際に負担する費用を補償する「費用保険」と付帯サービスである「気象アラートサービス」により構成されています。

## 対象となる損害

自然災害またはそのおそれが発生し、市区の区域における防災を目的とする避難指示または高齢者等避難（以下、避難指示等）の発令によって、市が応急救助を行うために負担する、避難所の設置費用、食料・飲料水の供給、生活必需品等の給与、さらには救助にあたる人件費等の諸費用に対して保険金が支払われます。

※災害救助法の適用を受けた災害を除きます。

※災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしつつも、災害救助法とは違った独自の保険適用基準を設定しております。

※地震・噴火またはこれらによる津波に起因する避難指示等は対象外になりますが、「地震・噴火・津波特約」にご加入の場合は、ご加入プランの保険金を支払限度額までお支払いします。

	補償対象とする費用 (救助の種類)	支払基準および限度額	保険金支払期間 始めの避難指示等が発令された日もしくは新たな事故日を基準とします。
①	避難所の設置	1人1日あたり330円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度とした実費	基準日から7日以内
②	炊き出しその他による 食品の給与 (食料供給費用)	1人1日あたり1,160円を限度とした実費	基準日から7日以内
③	飲料水等の供給	市区の区域における通常の実費	基準日から7日以内
④ (※1)	被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与	防災・減災費用保険の手引10ページを参照	基準日から10日以内
⑤	医療・助産のため支出できる費用	<p>□医療</p> <p>(ア) 医師・救護班等 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費を限度</p> <p>(イ) 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の金額を限度</p> <p>(ウ) 施術者 協定料金の金額を限度</p> <p>□助産</p> <p>(ア) 医師救護班等 使用した衛生材料等の実費を限度</p> <p>(イ) 助産師 慣行料金の100分の80以内の金額を限度</p>	<p>〈医療〉 基準日から14日以内に市区が提供したもの</p> <p>〈助産〉 基準日の以前または以降の7日以内</p>
⑥ (※1)	学用品の給与	<p>□教科書 正規の教材について通常の実費</p> <p>□文房具および通学用品 1人あたりの限度額 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円</p>	<p>〈教科書〉 基準日から1か月以内</p> <p>〈文房具、通学用品〉 基準日から15日以内</p>
⑦	救助のための輸送費	被保険者の区域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内
⑧	応急救助費	時間外勤務手当、消防団員の出動報酬または出動手当、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、光熱水費等	救助の実施が認められる期間内

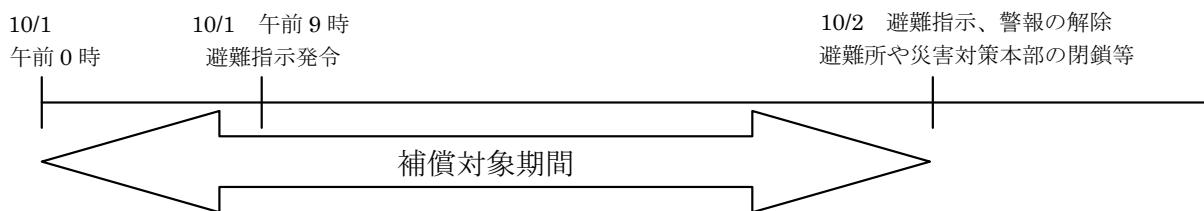
※1 ④および⑥については、「住居の全壊・半壊・全焼・流出」を前提とする。

## 補償対象期間

「始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日」を事故日とし、その日の午前0時から起算します。

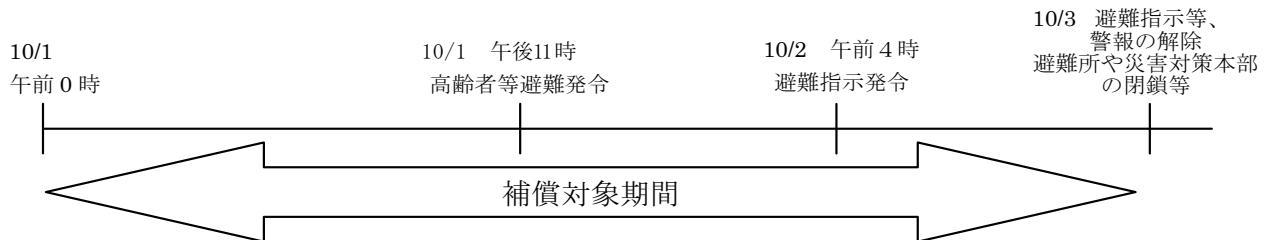
(事故起算日のイメージ①)

午前9時に避難指示等を発令した場合、その日（午前0時に遡って）以降にかかった費用が対象となります。



(事故起算日のイメージ②)

午後11時に高齢者等避難を発令し、翌日午前4時に避難指示を発令した場合、始めて発令した日以降にかかった費用が対象となります。この場合、全ての期間において、避難指示の支払割合が適用されます。



## 対象とならない損害

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波  
(「地震・噴火・津波特約」にご加入の場合は、ご加入プランの保険金を支払限度額までお支払いします。)
- 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 等

## 契約プランと保険金額(支払限度額)と保険料分担金

□住民数によって加入できるプランが異なります。

(保険期間 1年)

契 約 プ ラ ン		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン	Fプラン	Gプラン
住可 民能 数プ 別ラ 入シ	住民数 40万人以上						○	○
	住民数 20万人以上 40万人未満				○	○	○	
	住民数 7万人以上 20万人未満				○	○	○	○
	住民数 7万人未満	○	○	○				
基 本 補 償	年間支払限度額(※1)	500万円	1,500万円	2,000万円	500万円	1,500万円	2,000万円	5,000万円
	1事故支払限度額(※2)	100万円	300万円	500万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
	支 払 割 合 (※3)	避 難 指 示	100%	100%	100%	80%	80%	80%
	高齢者等避難	50%	50%	50%	40%	40%	40%	40%
	保 険 料 分 担 金	(住民数) ×10円 +51万円	(住民数) ×18円 +83万円	(住民数) ×23円 +123万円	(住民数) ×4円 +147万円	(住民数) ×4円 +228万円	(住民数) ×3円 +312万円	(住民数) ×2円 +650万円
年間保険料上限額						200万円	300万円	500万円
						1,000万円		

### 〈地震・噴火・津波特約〉

		300万円プラン	500万円プラン
住 民 数(人口区分)		7万人未満	7万人以上
年 間 支 払 限 度 額		300万円	500万円
1 事 故 支 払 限 度 額		300万円	500万円
支 払 割 合 (※3)	避 難 指 示	100%	80%
	高 齢 者 等 避 難	50%	40%
保 険 料 分 担 金	(住民数×3円)+16万円		(住民数×5円)+27万円
年 間 保 険 料 上 限 額	30万円		100万円

(※1) 年間支払限度額

保険期間を通じてお支払いする保険金の最高限度額です。

(※2) 1事故支払限度額

1事故(同一事故)においてお支払いする保険金の最高限度額です。

(※3) 支払割合

支払対象費用に各プランによる割合を乗じた金額が支払われます。

## 付帯サービス

本サービスは、株式会社ウェザーニューズが提供する、気象にかかるアラートサービスです。防災・減災費用保険の付帯サービスとして、保険契約のある市区で利用することができます。

住民の被害を防止または最小限にとどめるため、迅速な判断と行動が求められており、その迅速な判断と行動の一助となるよう、①住民が、自分の周囲でどんな被害が発生しているか等のコメントを表示、②市毎に事前に雨量基準値を設定し、設定雨量の実況または予測をメールでお知らせする等のサービスを無償付帯します。

### [機能]

#### ①雨のお知らせ

市毎に事前に雨量基準値を設定することができ、設定した雨量の80%、100%、120%の実況または予測を、防災担当者へメールにてお知らせし、いち早く大雨の可能性に気づくことができます。

#### ②住民の声

住民が、気象状況にどんな感情を持っているか、自分の周囲でどんな被害が発生しているか等のコメントを表示します。（全国900万人の会員提供情報）

また、下記のとおり地域防災力の向上に寄与します。

- 住民の防災に関する意識向上
- 自主防災組織等の活性化
- 災害に関する情報の増加 等

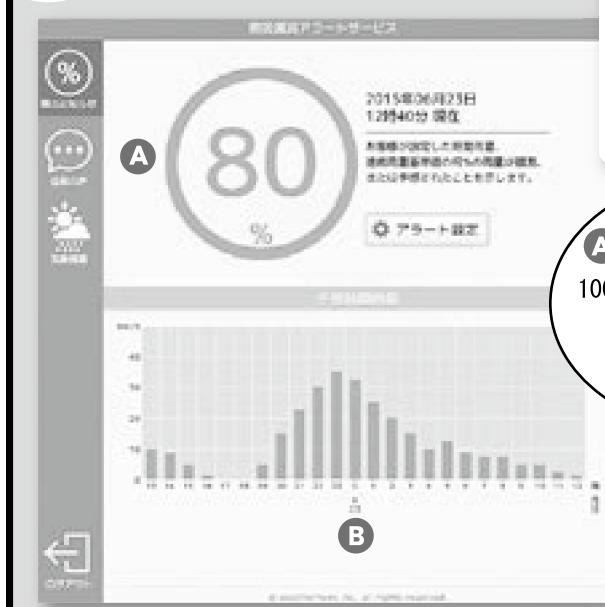
#### ③気象情報

気象レーダーや観測雨量、台風情報等がご確認できます。

## 【付帯サービス】

1

### 雨のお知らせ

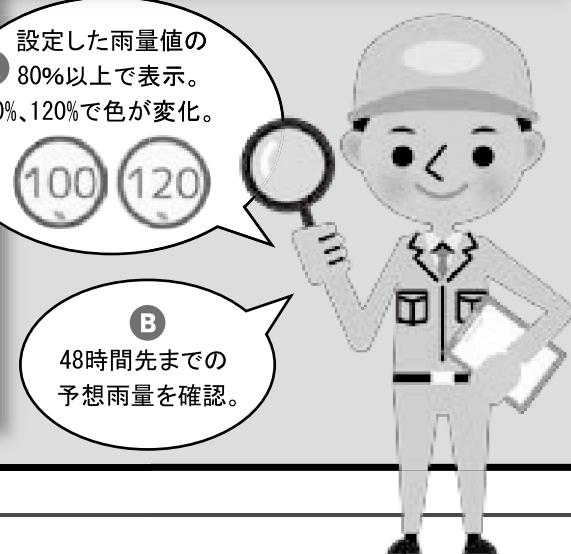


一般的には、一時間に50mm降れば道路冠水、一日に200mm降れば土砂災害の危険性が高まると言われます。ただ、地域特性によって被害の起きる雨量には差があります。地域特性を良く知る自ら雨の基準値を調整して設定することができ、設定した雨量の80%、100%、120%の実況または予測でアラートすることで、いち早く自然災害リスクに気づくことができます。

A 設定した雨量値の  
80%以上で表示。  
100%、120%で色が変化。



B 48時間先までの  
予想雨量を確認。



2

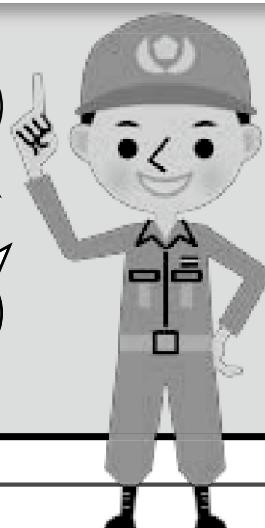
### 住民の声



株式会社ウェザーニューズのセンター（全国およそ900万人）から寄せられるウェザーリポートから、防災減災に関わるコメントをウェザーニューズ独自の最新技術を使って瞬時に抽出、分析、数値化し、一定の基準値に達したらアラートします。地域にお住まいの方が今起こっている自然現象にどんな感情を持っているか、自分の周囲でどんな被害が発生しているかなどのコメントを表示画面で見ることができます。避難所開設などのいち早い判断をするための気づきになります。都道府県単位の表示、市区単位の表示切り替えが可能です。

C 都道府県単位、  
市区単位の切り替えが  
可能。

D 住民の方からの  
防災減災に関わる  
リポートを表示。



### 3 気象情報

E 各市区のピンポイント天気を表示します。

F 全国のピンポイント天気も確認できます。

G ALL Menuで切り替えます。

各市区のピンポイント天気が表示されます。1時間毎と3時間毎に切り替えて詳細な天気が確認できるほか、週間天気や全国の天気も確認できます。

※これらの情報は、追加・変更されることがあります。  
※WNI: 株式会社ウェザーニューズの略称

ALL Menuから各種気象情報を見ることができます。

- ・ 天気予報
- ・ 衛星画像
- ・ 雨雲レーダー
- ・ 天気図
- ・ 雨量情報
- ・ アメダス
- ・ WNI台風情報
- ・ 気象庁台風情報
- ・ 注意報、警報
- ・ 洪水予報
- ・ 土砂災害警戒情報
- ・ 地震情報
- ・ 津波予報
- ・ 火山情報
- ・ ドラゴン注意情報

## 保険期間

毎年4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの1年間です。なお、保険期間の中途で加入する場合には、全国市長会の受付日より14日後の午前0時から契約は開始となります。ただし、受付日より14日を越えて、保険料分担金が着金した場合、着金日を契約開始日とします。

## 加入手続

本保険に加入する市は、①前述の「契約類型」のうちから選択のうえ、「加入依頼書」に所定の事項を記入し、②保険期間開始前に全国市長会に到着するように送付し、③全国市長会から請求書が返送されたたら、保険料分担金を全国市長会の防災・減災費用保険の専用口座あてに送金してください。

全国市長会は、本保険契約の適切な運営を目的として、本保険契約に関する個人情報（加入依頼書に記載された市長名、担当課の名称・電話番号・担当者氏名）を利用し、また、引受保険会社（幹事）である損害保険ジャパンに提供します。

損害保険ジャパンは、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約の履行、損害保険等損害保険ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入市および被保険者の保険金請求情報等を全国市長会に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入市は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 事故が発生した場合

○市区において災害救助費用の負担による損害発生が見込まれた場合には、最寄りの損害保険ジャパン保険金サービス課へ連絡し相談してください。  
連絡先は、12ページの「事故発生時の連絡先一覧」の中から対応する事故連絡先をお選びください。  
連絡は、「全国市長会の防災・減災費用保険に加入している市であり、今回保険金請求案件が発生した。損害調査の係に連絡したい。」旨申し出てください。

○その際に、事故報告についてあらかじめ調査可能のものは調査しておいてください。

なお、保険会社は当該市の承諾がないかぎり、保険の内容、事故の内容等について一切外部にもらすことはありません。

- このあらましは令和4年1月現在で作成しております。
- この「あらまし」は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、別途ご用意している「手引」をご覧ください。  
なお、ご不明の点は、11ページの損害保険ジャパンまたは取扱代理店まで問い合わせてください。

## ご参考

### 【事事故例】

#### ケース 1

台風接近のため、早朝に高齢者等避難を発令し、避難所12箇所を開設した。その後、河川の水位が上昇したため、夕方頃に避難指示を発令し、新たに避難所13箇所を開設した。延べ500名が避難し、翌朝まで160名の職員が対応した。

#### B プラン加入 1事故支払限度：300万円

	支出した費用	支払対象費用
避難所の設置	200,000円 (毛布、ビニールシート等)	500名（2日間延べ人数）× 330円（上限） ⇒ 165,000円
食料供給費用	600,000円 (食料を配布)	500名（2日間延べ人数）× 1,160円（上限） ⇒ 580,000円
飲料水供給費用	78,100円 (備蓄水を配布)	【実費】100箱 × 710円（+消費税10%） ⇒ 78,100円
応急救助費	3,380,000円	2日間合計で職員160名が対応 ⇒ 3,380,000円
合 計	4,203,100円	4,203,100円

\*避難指示の場合、B プランは支払対象費用に100%を乗じた額が支払われる（契約プラン表参照）。

支払対象費用4,203,100円×100% > B プラン 1事故支払限度額3,000,000円のため、本ケースでの支払保険金は、3,000,000円

#### ケース 2

台風接近のため、高齢者等避難を発令し、避難所78箇所を開設した。翌朝に高齢者等避難を解除し、全ての避難所を閉鎖した。合計150名（避難所及び災害対策本部）の職員が対応した。

#### C プラン加入 1事故支払限度額：500万円

	支出した費用	支払対象費用
応急救助費	5,600,000円	2日間合計で職員150名が対応 避難所（78箇所）4,500,000円、災害対策本部1,100,000円 ⇒ 5,600,000円

\*高齢者等避難の場合、C プランは支払対象費用に50%を乗じた金額が支払われる（契約プラン表参照）。

支払対象費用5,600,000円×50% < C プラン 1事故支払限度額5,000,000円のため、本ケースでの支払保険金は、2,800,000円

# 制度に関する問い合わせ先一覧

## (損害保険ジャパン国内営業担当店)

●ご質問、ご相談等は、下記の最寄りの損害保険ジャパン支店、支社にご照会ください。

(令和4年1月現在)  
受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

本社 団体・公務開発部第三課	電話番号	FAX番号	福井支店法人支社	電話番号	FAX番号
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1	03-3349-5408	03-6388-0162	〒910-8528 福井市中央3-6-2	0776-24-0204	0776-84-2390
<b>札幌支店法人第一支社</b>			<b>大阪金融公務部第一課</b>	〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-1050 06-6449-1388
〒060-8552 札幌市中央区北1条西6-2	011-281-6144	011-210-6308	<b>京都支店法人支社</b>	〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671	075-252-1016 075-283-0135
<b>秋田支店法人支社</b>			<b>滋賀支店法人支社</b>	〒520-0806 大津市打出浜3-20	077-523-3185 077-522-2078
〒010-0921 秋田市大町3-3-15	018-862-4463	018-864-8538	<b>奈良支店奈良支社</b>	〒630-8115 奈良市大宮町6-2-8	0742-34-9111 0742-34-9779
<b>青森支店青森支社</b>			<b>和歌山支店和歌山中央支社</b>	〒640-8331 和歌山市美園町3-32-1	073-433-0400 073-431-3479
〒030-0801 青森市新町1-1-14	017-773-4411	017-777-0505	<b>神戸支店法人第一支社</b>	〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17	078-333-2595 078-333-2674
<b>山形支店山形支社</b>			<b>広島支店法人第一支社</b>	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29	082-243-6201 082-542-5597
〒990-0023 山形市松波1-1-1	023-623-7030	023-633-0350	<b>山陰支店鳥取支社</b>	〒680-0822 鳥取市今町2-112	0857-23-3301 0857-27-1510
<b>仙台支店法人第一支社</b>			<b>山陰支店松江支社</b>	〒690-0007 松江市御手船場町549-1	0852-21-9700 0852-27-7841
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35	022-298-1352	022-298-2271	<b>山口支店法人支社</b>	〒750-0018 下関市豊前田町2-8-10	083-231-3580 083-223-8401
<b>岩手支店盛岡支社</b>			<b>岡山支店法人支社</b>	〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10	086-225-1045 086-225-1220
〒020-0021 盛岡市中央通2-11-17	019-653-4141	019-653-3427	<b>高松支店法人支社</b>	〒760-0027 高松市紺屋町1-6	087-825-0915 087-825-0910
<b>福島支店福島支社</b>			<b>徳島支店法人支社</b>	〒770-0939 徳島市かちどき橋1-25	088-655-9637 088-655-9630
〒960-8105 福島市仲間町9-16	024-523-1310	024-523-4717	<b>愛媛支店法人支社</b>	〒790-0011 松山市千舟町4-6-3	089-943-1917 089-933-9582
<b>茨城支店法人支社</b>			<b>高知支店高知中央支社</b>	〒780-0870 高知市本町2-1-6	088-822-6205 088-822-5364
〒310-0021 水戸市南町2-6-13	029-231-8043	029-221-8047	<b>福岡支店営業第一課</b>	〒812-8668 福岡市博多区博多駅前2-5-17	092-481-5310 092-414-9871
<b>栃木支店法人支社</b>			<b>佐賀支店佐賀支社(マーケット推進グループ)</b>	〒840-0804 佐賀市神野東1-3-18	0952-23-8191 0952-23-0394
〒320-0811 宇都宮市大通り1-1-11	028-627-8071	028-627-0067	<b>長崎支店長崎支社</b>	〒850-0033 長崎市万才町3-16	095-826-7222 095-826-7213
<b>群馬支店法人支社</b>			<b>熊本支店法人支社</b>	〒860-0805 熊本市中央区桜町3-50	096-326-9355 096-322-6108
〒371-0023 前橋市本町1-4-4	027-223-5111	027-243-6153	<b>大分支店法人支社</b>	〒870-0027 大分市末広町2-10-22	097-538-1510 097-532-7940
<b>山梨支店法人支社</b>			<b>宮崎支店法人支社</b>	〒880-0805 宮崎市橘通東5-3-10	0985-27-8351 0985-26-6112
〒400-0858 甲府市相生1-4-23	055-233-7837	055-233-5135	<b>鹿児島支店法人支社</b>	〒890-0053 鹿児島市中央町11	099-812-7504 099-251-1025
<b>長野支店長野法人支社</b>			<b>沖縄支店法人支社</b>	〒900-0015 那覇市久茂地3-21-1	098-861-4577 098-864-1580
〒380-0816 長野市三輪武井1313-11	026-235-8126	026-235-8064			
<b>新潟支店法人支社</b>					
〒950-8661 新潟市中央区万代1-4-33	025-244-5181	025-244-5177			
<b>西東京支店法人支社</b>					
〒190-0012 立川市曙町2-41-19	042-526-8036	042-528-1687			
<b>埼玉中央支店法人支社</b>					
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-82-1	048-648-6010	048-648-6011			
<b>千葉支店法人支社</b>					
〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-4	043-243-3086	043-243-3064			
<b>横浜支店営業第一課</b>					
〒231-0007 横浜市中区弁天通5-70	045-661-2713	045-201-7252			
<b>静岡法人営業部静岡法人支社</b>					
〒420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2	054-254-2411	054-251-7824			
<b>名古屋企業営業部金融公務室</b>					
〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21	052-953-3894	052-953-3695			
<b>岐阜支店法人支社</b>					
〒500-8685 岐阜市金町5-20	058-266-8625	058-266-4038			
<b>三重支店津支社</b>					
〒514-0004 津市栄町3-115	059-226-3011	059-228-4397			
<b>金沢支店法人支社</b>					
〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21	076-262-2507	076-232-1195			
<b>富山支店法人支社</b>					
〒930-0029 富山市本町3-21	076-444-5005	076-444-5010			

### ●損害保険ジャパン、取扱代理店問い合わせ先

[引受幹事保険会社]	損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5408 受付時間：平日午前9時から午後5時まで
[取扱代理店]	アーバン企画 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 TEL 03-5275-0961 受付時間：平日午前9時から午後5時まで 全国都市会館7階

# 事故発生時の連絡先一覧

## (損害保険ジャパン保険金サービス課)

事故が発生したときには、すみやかに最寄りの損害保険ジャパン保険金サービス課までご連絡ください。

(令和4年1月現在)

地域	県名	担当保険金サービス課	〒	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道	北海道	北海道火災新種保険金サービス課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	(011)222-4011	(011)251-5894
東 北	青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14	(017)773-2717	(017)773-4420
	岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	(019)653-4145	(019)653-2687
	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(022)298-2280	(022)298-2290
	秋田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15	(018)862-8434	(018)863-7924
	山形	山形保険金サービス課	990-0023	山形市松波1-1-1	(023)624-1735	(023)625-0020
	福島	郡山保険金サービス課	963-8878	郡山市堤下町9-4	(024)922-2614	(024)923-2191
関 東	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-6-13	(029)302-5161	(029)231-8354
	栃木	栃木保険金サービス課	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	(028)627-8195	(028)624-5738
	群馬	群馬保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2	(027)223-5095	(027)221-1200
	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1-2F	(048)648-6006	(048)647-5869
	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3-3F	(043)252-1800	(043)252-1836
	東京	団体保険金サービス第二課	164-8608	中野区中野4-10-2-5F	(03)5913-3882	(03)3385-3708
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	231-8422	横浜市中区本町2-12	(045)661-2626	(045)201-2061
	山梨	山梨保険金サービス第一課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4	(055)237-7289	(055)233-2191
信 越 北 陸	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	(025)244-5191	(025)244-8130
	富山	富山保険金サービス課	930-0029	富山市本町3-21	(076)441-3375	(076)433-2050
	石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	(076)232-2434	(076)232-2193
	福井	福井保険金サービス第一課	910-8528	福井市中央3-6-2	(0776)21-6128	(0776)84-0153
	長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293	(026)228-7331	(026)228-7341
	松本	松本保険金サービス課	390-0874	松本市大手3-4-5-2F	(0263)33-3114	(0263)37-0452
東 海	岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052)953-3903	(052)953-3092
	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2	(054)254-1291	(054)254-3529
	愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052)953-3911	(052)953-3691
	三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052)953-3911	(052)953-3691
近畿	滋賀	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075)343-6717	(075)343-6727
	京都	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075)343-6717	(075)343-6727
	大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06)4704-2238	(06)4704-2403
	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16	(078)371-1017	(078)371-1026
	奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06)4704-2238	(06)4704-2403
	和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06)4704-2238	(06)4704-2403
中 国	鳥取	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852)21-9755	(0852)21-8970
	島根	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852)21-9755	(0852)21-8970
	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	(086)232-3665	(086)223-1565
	広島	広島火災新種保険金サービス課	730-8710	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082)243-6364	(082)243-6147
	山口	下関保険金サービス課	750-0018	下関市豊前町2-8-10	(083)231-6686	(083)224-0231
四 国	徳島	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8-3F	(087)833-3273	(087)833-3319
	香川	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8-3F	(087)833-3273	(087)833-3319
	愛媛	松山保険金サービス第二課	790-0011	松山市千舟町4-6-3	(089)946-0044	(089)932-0121
	高知	高知保険金サービス課	780-0822	高知市はりまや町1-5-1-7F	(088)880-5057	(088)880-5070
九 州	福岡	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-0910	(092)481-0902
	佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092)481-0910	(092)481-0902
	長崎	長崎保険金サービス課	850-0036	長崎市五島町3-25-2F	(095)821-0090	(095)821-2566
	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	860-0844	熊本市中央区水道町9-31-7F	(096)326-9020	(096)322-3990
	大分	大分保険金サービス第二課	870-0027	大分市末広町2-10-22-7F	(097)538-3724	(097)538-3728
	宮崎	宮崎保険金サービス第一課	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	(0985)27-7137	(0985)28-1737
	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地5F	(099)812-7512	(099)251-1124
	沖縄	沖縄保険金サービス課	900-0015	那覇市久茂地3-21-1-5F	(098)862-2091	(098)868-9239